

○香川県警察が実施する会計の監査に関する訓令

(平成16年4月1日香川県警察本部訓令第9号)

香川県警察が実施する会計の監査に関する訓令を次のように定める。

香川県警察が実施する会計の監査に関する訓令

(趣旨)

第1条 香川県警察が実施する会計の監査(以下「会計監査」という。)については、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(会計監査実施者)

第2条 会計監査は、香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、警察本部長は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に会計監査を実施させることができる。

(会計監査の名称)

第3条 会計監査は、次の各号に掲げる会計監査の区分に応じ、当該各号に定める名称とする。

規則第3条本文の規定により実施する会計監査 定期監査

規則第3条ただし書の規定により実施する会計監査 随時監査

(説明の要求等)

第4条 指名職員は、会計監査を実施するため必要があると認めるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に対象所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第5条 指名職員は、第2条第2項の規定により実施した会計監査の結果について、当該監査の終了後速やかに、香川県警察本部警務部会計課長(以下「会計課長」という。)を経由して警察本部長に報告しなければならない。

2 規則第6条の規定による会計監査の実施状況の報告は、当該会計監査の実施年度の翌年度4月末日までに行うものとする。ただし、随時監査を実施した場合、会計監査により不適正な会計経理を発見した場合その他会計監査の終了ごとに香川県公安委

員会に報告すべき場合については、その都度、速やかに、行うものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第6条 規則第7条の規定により講ずべき必要な措置は、会計監査の対象所属の長に対して行う会計経理の取扱いの是正又は改善の指示等とする。

2 前項に規定する指示を受けた所属長は、速やかに、是正又は改善を行い、その結果について会計課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(事務処理)

第7条 会計監査に係る事務(指名職員が行う事務を除く。)は、香川県警察本部警務部会計課において処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。